

中国における5自治区の領域画定の過程 —「大分散、小聚居」的民族分布の検証—

(大阪市立大学大学院) 松村 嘉久

中国における5自治区の領域画定の過程 —「大分散、小聚居」的民族分布の検証—

(大阪市立大学大学院) 松村 嘉久

I はじめに

II 中国における5自治区の領域画定の過程

(1)内蒙古自治区の場合

(2)新疆ウイグル自治区の場合

(3)广西壮族自治区の場合

(4)寧夏回族自治区の場合

(5)西藏自治区の場合

III 「大分散、小聚居」的民族分布の検証

(1)モンゴル族の場合

(2)チベット族の場合

(3)壮族の場合

(4)回族の場合

(5)ウイグル族の場合

(6)雲貴高原の諸少数民族の場合

(7)滿族・土家族の場合

IV おわりに

I はじめに

旧ソ連邦は諸民族共和国による連邦制を採用し、国家からの諸民族の離脱を含めた民族自決権を承認していた。一方、中国共産党（以下、中共と略記）の民族政策は過去に民族自決権・連邦制を承認していたものの、少なくとも内蒙古自治区設立以降は、一貫して、対内的には民族自決権を否定し、「諸民族の平等」という基本原則下における「民族区域自治制度」を主張してきた。

中共が旧ソ連の民族政策を継承せず、民族区域自治制度を採用した公式の理由は、中共が政権を獲得した時の歴史的条件にあるとされる。具体的には、1) 中国は歴史的に統一された多民族国家であり中央集権国家であった、2) 漢族と少数民族間の歴史的な交流により、中国の民族分布は「大分散、小聚居」という状態にあった、3) 漢族と各少数民族はともに帝国主義の侵略や圧迫にさらされていたので、両者は團結する必要があった、4) 中共指導下で各民族は長期の革命闘争を経験し、両者の命運は同じであった、等々が挙げられている⁽¹⁾。また、旧ソ連が民族政策を採用した時の歴史的条件と中国のそれとを比較して、民族自決権の承認と連邦制の採用が、中国の実情に適合しなかったとする研究者もいる⁽²⁾。

近年、日本でも、中共の民族政策の転換をめぐって、様々な観点から活発な議論が展開されてきた。例えば、加々美は、主として中共とコミニテルンとの関係に注目し、国際政治環境の詳細な検討から、中共の民族政策の転換に接近した⁽³⁾。一方、王はモンゴル民族独立運動と日本の傀儡政権の動向に着目し、両者の結託を恐れた中共の対応として、民族政策の転換を捉えている⁽⁴⁾。また、吉田は、国民党との関係が、民族自決権をめぐる中共の民族政策を強く規定していたと論じている⁽⁵⁾。

このように、中共が政権を獲得する以前の民族政策の転換に関心が集まる一方、政権獲得以降の新国家の形成過程において、中共が民族区域自治制度を如何に運用してきたのかは、これまであまり議論されてこなかった。周知の如く、民族区域自治制度は一定の領域を画定し、そこに居住する特定の少数民族に対して、国家権力が認定した均質的な種々の自治権を付与する制度である。当然のことながら、この自治領域の画定は国内行政区画に関する問題である。ところが、中国の場合、少なくとも清朝末期に至るまで、いわゆる西歐的

な「国民国家」を形成することなく、宗主権を媒介とした宗主国と保護国という緩やかな関係で周辺異民族と接してきた。そのため、国境と同様に周辺部諸民族との「国内」行政境界も、明確には画定されていなかった場合が多く、政権を獲得して領域主権国家として歩み始めた中共は、こうした曖昧な行政境界を継承することとなった。中共が試みた民族区域自治制度の全国的な導入は、「国内」行政区画問題であると同時に、国家が規定した均質的な制度を周辺部に配置し、国土空間を再編成するという側面も持ちあわせていた。政治地理学的視点からは、中共が少数民族による自治領域を画定する際に、如何なる戦略で臨んできたのか、また、旧政権から継承した行政区画・行政境界に如何に対処してきたのか等が、新たな国家形成と絡む重要な研究課題となる。

さて、民族区域自治制度下で自治領域を画定するに際して、毛里は二つの問題点を指摘している⁽⁴⁾。一つは、ある少数民族が分布する領域のみを画定するのか、もしくは漢族地帯も包括してより大きな領域で画定するのかという問題である。これは、区画された領域内における少数民族の民族比率⁽⁵⁾（以下、単に民族比率と呼ぶ）に影響する。もう一つは、ある少数民族が領域内に集中するように画定するのか否か、つまり、ある少数民族の民族集中度⁽⁶⁾（以下、単に民族集中度と呼ぶ）に関連する問題である。これら二つの問題点に着目して、杉本は、省・自治区レベルの一級行政区を分析単位として、中国と旧ソ連諸共和国の民族分布状況を比較検討し、中国主要少数民族の政治的独立が可能なのかどうかの評価を試みている⁽⁷⁾。民族問題を定量的に捉えようとした杉本の研究は、高く評価されるべきであるが、以下の二つの限界が指摘し得る。

一つは、分析単位を既存の一級行政区にしたことに起因する限界である。ある領域内の民族比率と民族集中度は、国家権力がその領域を如何に画

定するのかによって、意図的な操作が可能になる。少数民族の「自治権」を重視するならば、理想的な領域画定とは、領域内の民族比率と民族集中度を高めるよう、既存の行政区画にとらわれず、民族分布状況に対応して画定されるべきであろう。しかし、中国の場合、佐々木の指摘するように、民族自治地方の設立及びその区画の決定に際し、各民族の民族感情に対する政治的配慮や、軍事・国防上の配慮が働いてきたことは否めない⁽⁸⁾。ならば、杉本が分析単位とした一級行政区そのものが、如何なる戦略のもと、如何に画定されてきたのかという点に着目する必要があろう。もう一つの限界は、中共政権下で行われた人口移動を考慮していないことにある。中共政府は「少数民族援助」論を背景に、国家による地域開発政策の一環として、主に1950年代後半から1970年代後半にかけて、少数民族地帯に大量の人口を移転してきた。この人口移動が漢族を中心とするものであったため、多くの民族自治地方において民族比率の低下が起こった事実は否定できない。

本稿では以上のような問題意識を踏まえて、第Ⅱ章において、中国における5自治区の自治領域の画定過程を概観し、領域画定をめぐる中共政府の諸戦略を検討する。続く第Ⅲ章では、1990年センサスの地区・県単位の民族別人口統計を利用して、既存の県を組み替えることにより、組み替えられた領域内の民族比率と民族集中度が如何に変動するのかを探り、「民族区域自治制度」の採用理由の一つになっている「大分散、小聚居」的民族分布状況の検証を試みる。

II 中国における5自治区の領域画定の過程

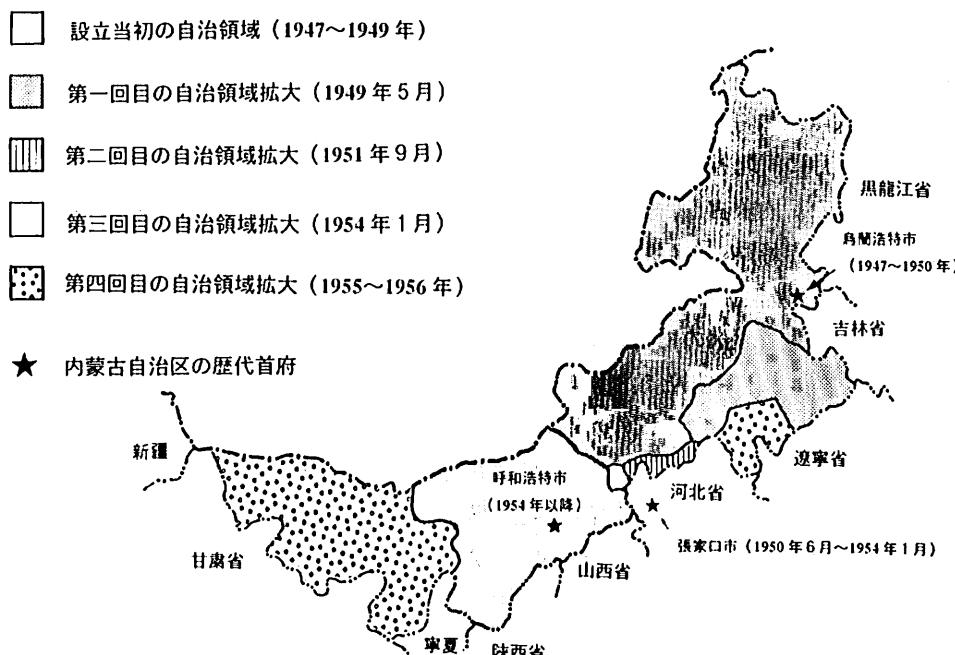
(1) 内蒙古自治区の場合

中華人民共和国の樹立が宣言される以前の1947年5月に、内蒙古自治区は設立された。設立当初の自治領域は、国共内戦のなか、中共が政権基盤を築いた地域に限定されていた。その領域は現在

の内蒙古自治区の中央部から東部にかけての、呼倫貝爾盟・納文慕仁盟・興安盟・錫林郭勒盟・察哈爾盟^⑩の5盟・36旗であった(以下、第1図参照)。国民政府の行政区画では、呼倫貝爾盟は興安省に、興安盟は遼北省に、錫林郭勒盟は察哈爾省に属していた¹¹。当初の自治領域は面積約50万km²に達し、領域内総人口は約200万人、モンゴル族人口は約50万人で、モンゴル族比率は25%程度であった。

拡大する意図を明確に示した。

第一回目の領域拡大は1949年5月に行われ、当時の遼北省哲里木盟と熱河省昭烏達盟が内蒙古自治区に編入された。この拡大により、同自治区の総面積は65万km²、領域内総人口は約250万人、モンゴル族人口は約80万人に増加し、領域内のモンゴル族比率も約32%に上昇する。また、毛沢東の指示どおり、1950年6月に同自治区政府は烏



第1図 内蒙古自治区の自治領域の画定過程

これ以降、中共は大きく四回に分けて、内蒙古自治区の自治領域を西方へ、南方へと拡大していく。内蒙古自治区の自治領域の拡大に関しては、「内蒙古の歴史上の面貌を回復し、徐々に内蒙古の東西統一を実現する」という毛沢東の提言を受けて、周恩来・ウランフ等が中心になって、同自治区の領域画定問題の研究を1950年前後に開始していた¹²。毛沢東は同時に「自治政府の指導機関は将来に烏蘭浩特から張家口に移すべきであり、綏遠省の解放を待ってその後は帰綏市に移すべきである」と具体的に指示し¹³、同自治区の領域を

烏蘭浩特市から張家口市に移転された。

第二回目の領域拡大は、内蒙古自治区と察哈爾省の行政境界をめぐって行われた。この問題は、1951年9月に察哈爾省の多倫・宝昌¹⁴・化徳の3県が、内蒙古自治区に編入されることで決着する。翌年、察哈爾省は山西省と河北省に分割され、正式に廃止される。

第三回目の領域拡大は、内蒙古自治区と綏遠省の行政境界をめぐって行われた。1952年5月、中共中央は中共華北局の提出した『内蒙と綏遠の工作関係問題の四項解決方法』に同意する。その

主な内容は、内蒙古自治区の指導機関の全てを帰綏市に移転し、ウランフが綏遠省主席を兼任するというもので、事實上は、綏遠省を内蒙古自治区に吸収合併するための準備工作であった。綏遠省の全域は1954年1月、同自治区に正式に吸収合併され、同時に同自治区の首府も帰綏市（現・呼和浩特市）に移転された。綏遠省の合併により、内蒙古自治区の自治領域は約90万km²、領域内総人口は約600万人に増加し、モンゴル族人口は約100万人になる。しかしながら、モンゴル族比率は約17%に低下する結果となった。

第四回目の領域拡大は、熱河省の廃止に伴うもので、同省は1955年7月に河北省・遼寧省・内蒙古自治区へと分割された。内蒙古自治区に編入されたのは、熱河省北部の赤峰県・翁牛特旗・喀喇沁旗・烏丹県¹⁰・寧城県・敖漢旗の3旗・3県であった。同じ頃、当時の寧夏省北部のモンゴル族地帯では、巴彥浩特モンゴル族自治州と額濟納自治旗¹¹が設立され、内蒙古への合併準備工作が進行していた。寧夏省が甘粛省に吸収合併された1954年に、これらのモンゴル族地帯を内蒙古自治区へ編入する案が出され、1956年4月、寧夏省の両民族自治地方は内蒙古自治区に合併される。

ここに至って、現在の内蒙古自治区の自治領域のほとんどが画定され、1956年7月には、同自治区における民族区域自治の任務完了が宣言された。モンゴル族は清代に盟旗制度を実行していたほとんどの地域を、内蒙古自治区のなかに閉い込むことになった。内蒙古自治区に隣接しないモンゴル族地帯でも、1950年代半ばにモンゴル族の民族自治地方が続々と設立された¹²。

これ以降、内蒙古自治区内の行政区画及び行政境界の変更は頻繁に行われたが、他省との領域調整は二回行われたのみである。一回目は、1962年における河北省からの商都県の編入で、二回目は、文革中の1969年7月から1979年1月にかけての大規模な領域縮小であった。後者の期間中、哲里木盟

は吉林省に、昭烏達盟は遼寧省に、阿拉善左旗は寧夏回族自治区に、阿拉善右旗・額濟納旗は甘粛省に分割されていた。他省に分割された諸地域は、内蒙古自治区の中でもモンゴル族比率が比較的高かった所ばかりで、旧綏遠省のような漢族比率の高かった領域は、同自治区に留め置かれた。文革中最大の冤罪事件の一つに挙げられる新内蒙古人民革命党事件が、1969年に発生した事実と考え併せるなら、この大幅な領域縮小は、モンゴル族に対する不信感のあらわれと言えよう。

内蒙古自治区の自治領域に関する、ウランフは1958年に地方民族主義者を批判して、興味深い発言をしている。その一部を引用すると、「彼らは内蒙古自治区を、半農半牧地区を貫く境界線でもって、モンゴル族自治区と漢族地区に分割し、さらに蒙漢雜居地域のモンゴル族を牧地にうつし、その地域外のモンゴル族を自治区に居住させることを提案する。…（中略）地方民族主義者の最も基本的なスローガンは同化反対にあり、彼らの最も基本的な論点は、内蒙古におけるモンゴル族と漢族の割合が一対七であることがある。しかしながら、これは長い歴史の結果であり…（後略）。」と述べている¹³。この発言は、モンゴル族の人口移動を含めて、生業や民族分布の実態に対応した革新的な行政境界の画定、及び同自治区内におけるモンゴル族集中度とモンゴル族比率の向上を熱望する勢力が存在したことを見出している。

では、中共は何故、内蒙古自治区の自治領域を拡大していったのであろう。第一の理由は、毛沢東の言葉どおり「内蒙古の歴史上の面貌」の回復、つまりは、モンゴル族による民族区域自治の貫徹にあろう。しかしながら、毛沢東発言の後半にある「内蒙古の東西統一」や、先のウランフ発言を鑑みるなら、拡大された自治領域を既成事実として成立させることにより、内外モンゴル合併や内蒙古独立を志向する勢力を封じ込める戦略が存在したと推察される。例えば、第四回目の領域拡大

で合併された旧寧夏省の巴彥浩特モンゴル族自治州一帯は、1949年8月から10月にかけて、内蒙古独立を掲げた徳王（モンゴル名・Demchegdongrov, 1902～1972年）による蒙古自治政府が統治していた。また、内蒙古人民革命党のような内外モンゴル合併を志向する勢力にとって、モンゴル族比率を低下させる綏遠省や熱河省の編入は、大きな打撃になった。中共政権下における同自治区への継続的な漢族の入植も、一連の漢族地帯の合併と同類のモンゴル族比率を低下させる試みであり、結果的に内外モンゴル合併を非現実的なものにした。いずれにせよ、内蒙古自治区の領域拡大は、その周辺部の旧行政単位において、合併に向けての周到な準備を経たうえで実行され、結果として、領域内におけるモンゴル族の民族集中度を高めたが、民族比率を低下させた。旧政権の区画した察哈爾省・綏遠省・熱河省等は、全て行政再編の対象となり廃止され、モンゴル族の伝統的行政階層である盟旗制度は、形式上存続された。

（2）新疆ウイグル自治区の場合

帝政ロシアの南下政策に対抗すべく、新疆に省制が敷かれたのは、清朝末期の1884年であった。清朝政府は主に湖南省出身の漢族を派遣し、現地少数民族に対して種々の同化政策を行い、中国の一部としての統合を試みたが、現地少数民族による強い抵抗がしばしば発生した²³。また、同省では中共政権下に組み込まれる以前、ソ連の軍事援助のもと中国からの独立を掲げ、ウイグル族とカザフ族が中心となった東トルキスタン共和国（1944～1946年）が樹立されている²⁴。中共政権は極めて複雑な民族事情・政治事情のなか、新疆ウイグル自治区の設立に取り組むことになる。

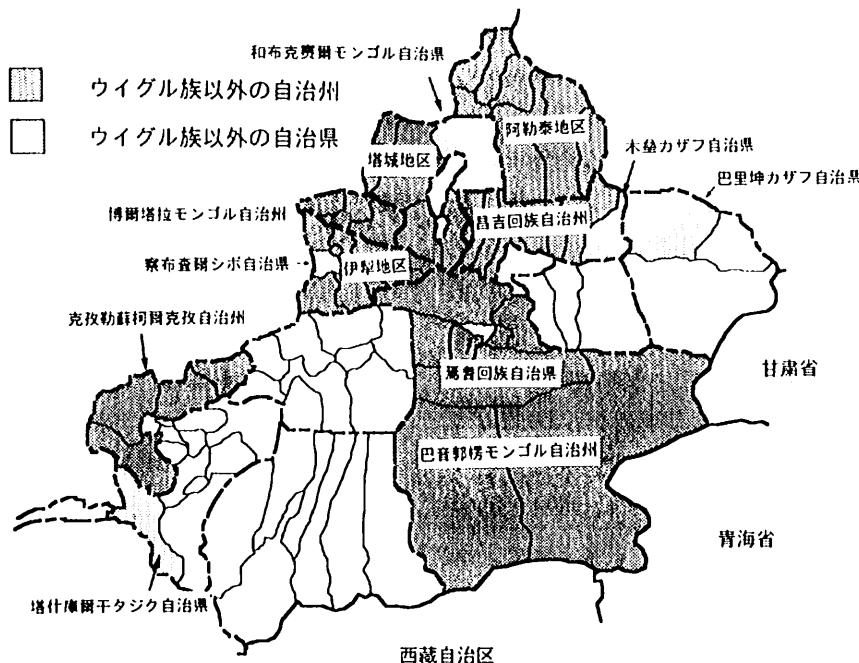
新疆ウイグル自治区の設立準備は、中共中央新疆分局と新疆省人民政府によって、1951年3月から行われた民族分布調査に始まり、1952年9月には新疆省民族区域自治準備委員会が結成された。

新疆省における民族区域自治制度の実行に際しては、1953年4月に中共中央から特別の指示が出される。それは、新疆省における民族区域自治の重要性を強調した上で、「まずはウイグル族以外のその他少数民族聚居区から着手し、各少数民族区域の区域自治を樹立し、経験を取得して、この基礎の上に再び全省範囲の区域自治を準備し樹立する。」という内容であった²⁵。この指示を受けて、新疆省人民政府は「新疆省民族区域自治実施計画」を制定し、「慎重穩進、積極準備、逐步推行」の方針を提示する。

民族区域自治制度の試行工作は1953年10月から開始され、中共中央の指示どおり、ウイグル族以外の少数民族から、また、一般に行政階層の低いものから順に、民族自治地方が設立されていった（第2図参照）。国境地帯のほとんどは、こうしたウイグル族以外の民族自治地方で占められ、主としてウイグル族の居住する和田（ホーテン）地区・喀甚（カシュガル）地区・阿克蘇（アクス）地区と、哈密（ハミ、ウイグル語ではクムル）地区・吐魯番（トルファン）地区は、こうした民族自治地方で分断される結果となった。

新疆ウイグル自治区に先行して設立された博爾塔拉モンゴル自治州や巴音郭楞モンゴル自治州等は、設立当初の状況から考えると、ウイグル族の名が冠されるべき民族自治地方であった²⁶。興味深いことに、東トルキスタン共和国の樹立に参加したカザフ族の伊犁カザフ族自治州の設立は、これらの民族自治地方のなかで最も遅い1954年11月であった。一連のウイグル族以外の民族自治地方の設立は、ウイグル族による民族区域自治の推進力になったとともに、圧力にもなったことは容易に想像し得る。ウイグル族以外の民族自治地方で旧新疆省が分断された後、新疆ウイグル自治区の設立式典は、1955年10月1日の国慶節——中共にとって最も象徴的な日——に盛大に行われた。

同自治区設立時のウイグル族の政治的要求は、



第2図 新疆ウイグル自治区における民族自治地方

同自治区の名称問題に如実に表れた。同自治区の名称問題では、新疆ウイグル自治区、新疆自治区、ウイグルスタンの三つの異なる意見が出て紛糾したとされる²⁴。中共の公式見解によれば、ウイグルスタンという名称は、新疆省の民族团结に悪影響を及ぼし、中国の民族習慣に適さず、過去の東トルキスタン共和国と混同される恐れがある、という理由で却下された。「新しい領域」を意味する「新疆」という呼称は、筆者の印象では、極めて植民地主義的色彩が強く、漢族中心主義的でもあるが、同省の群衆に広く受け入れられたと説明されている。つまるところ、同自治区の名称は「新疆ウイグル自治区」に決定されたが、これは、ウイグル族以外の民族自治地方が既に設立されていたので、諸民族の团结に影響しないと判断され、自治区の名称にウイグルと冠することが許されたことによる。

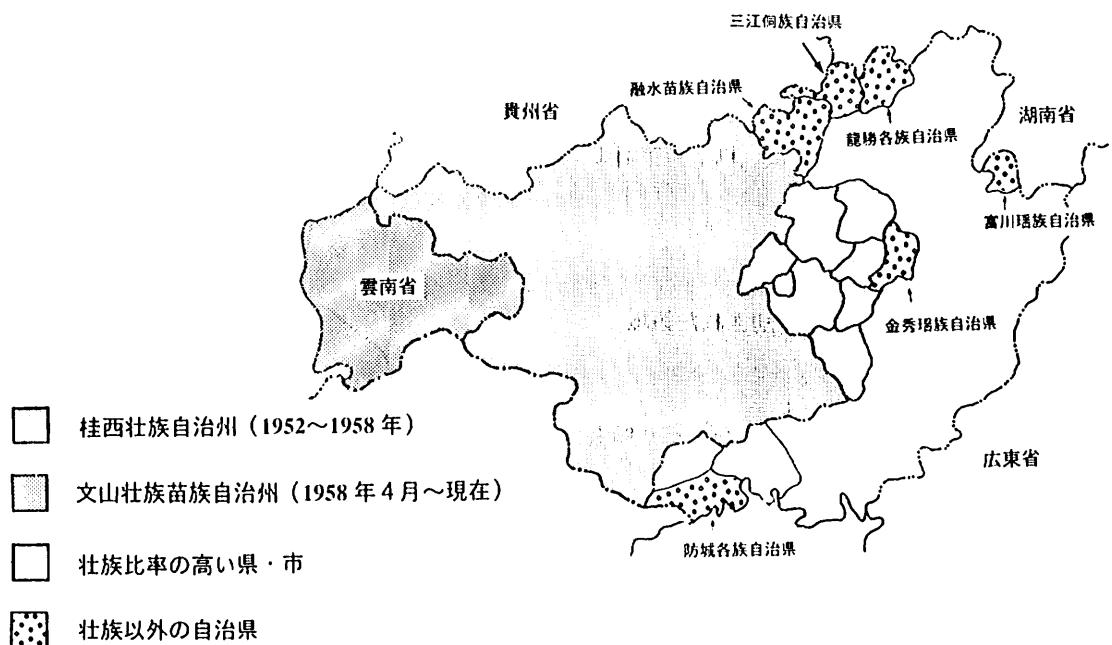
1956年以降、同自治区において、新たな民族自治地方は設立されていない。新疆ウイグル自治区

の設立をめぐっては、他省の領域を合併することも、また他省へ領域を分割することもなかったが、ウイグル族以外の少数民族から民族区域自治に着手した事実には、注目すべき必要があろう。

(3) 広西壮族自治区の場合

広西壮族自治区の原形となったのは、1952年12月に广西省西部に設立された桂西壮族自治区であった（以下、第3図参照）。当時の行政階層において、この自治区は省に準ずる行署級²⁵の行政単位に属した。桂西壮族自治区の行政領域は、广西省西部の宜山・邕寧・百色の3专区に属する34県で構成された²⁶。その領域面積は11.1万km²で、総人口約626万人のうち壮族が67.1%の約420万人を占めていた。1955年5月になると、桂西壮族自治区南部の合浦県・靈山県・欽州県・東興県・北海市が、廣東省の湛江专区の管轄下に置かれる²⁷。

桂西壮族自治区は、1950年代半ばから始まる民族自治地方の全国的な行政再編を経て、1956年に



第3図 広西壮族自治区及びその周辺の民族自治地方

桂西壮族自治州に名称が変更され、行署級から專区級の行政単位に降格された。この直後の1956年秋、中共中央において、寧夏回族自治区とともに、広西壮族自治区の設立が提議される。翌1957年、北京における全人大第一届四次会議では、広西壮族自治区と寧夏回族自治区の設立、及びその両者の自治領域が決定された。

広西壮族自治区の設立に際し、その自治領域として二つの案が存在した²⁶。第一案は、既存の桂西壮族自治州を廃止して、従来の広西省をそのまま広西壮族自治区にするものであった。第二案は、既存の桂西壮族自治州の領域を、そのまま省級の桂西壮族自治区に昇格して、従来の広西省を西部の桂西壮族自治区と東部の広西省に二分割するものであった。結果、採用されたのは第一案で、1958年3月に広西壮族自治区は設立された。採用の公式理由は、少数民族援助論を背景とした、いわゆる「合則両利、分則両害」論²⁷であった。

一方、広西壮族自治区の設立準備作業と並行し

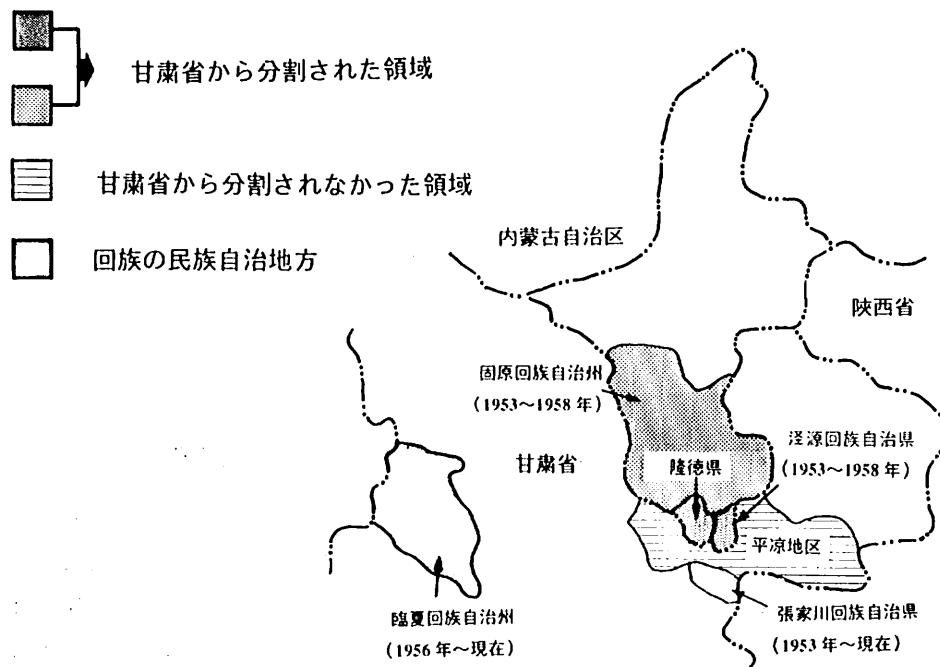
て、隣接する雲南省の文山专区でも、壮族による民族自治地方の設立準備活動が進展していた。広西壮族自治区が設立された一ヶ月後、同专区では苗族を自治担当民族に加えて、文山壮族苗族自治州が設立されたが、広西壮族自治区に合併することはなかった。内蒙古自治区の場合、モンゴル族集中度の向上を目指して、周辺部を可能な限り段階的に合併していくのに対し、広西壮族自治区の場合は、旧政権の区画した広西省という行政区画にしばられた側面もあるが、省境を越えて壮族集中度を向上させる試みは見送られ、漢族地帯であった東部を合併したため、壮族比率は低下する結果となった。

(4) 宁夏回族自治区の場合

旧宁夏省における民族区域自治制度の実行への取り組みは、1952年8月末に開催された宁夏省民委第二次拡大会議において、『宁夏省の民族区域自治を推進する方法』が議決されたことに始まる。

1952年から1954年にかけて、同省内では回族の18郷級自治区・2区級自治区・1専区級自治区が設立されていた⁶⁴。同じ頃、寧夏省に隣接する甘肅省では、涇源回族自治県・固原回族自治州⁶⁵・臨夏回族自治州が設立されていた（以下、第4図参照）。

議したのは、一般に、「祖国大家庭内で回族の占める地位」に配慮した結果であると説明される⁶⁶。1953年センサスによると、回族総人口は353.0万人であり、人口規模では壮族・ウイグル族に次ぐ第三位であった。当時既に自治区を設立していたモンゴル族は、総人口145.1万人の第八位であり、



第4図 寧夏族自治区及びその周辺の民族自治地方

1954年憲法の発布に伴う全国的な行政再編により、元来甘肅省から分離して設立された寧夏省は、地域が小さく計画経済に適しないとの理由で、1954年に再度甘肅省に吸収合併された⁶⁷。旧寧夏省は、回族・漢族雜居地帯を甘肅省に、モンゴル族地帯を内蒙古自治区に分割され、廃止されるに至った。この事実は、旧寧夏省の回族の自治権の保障が、甘肅省における自治州・自治県レベルの民族自治地方で対応される方向にあったことを示めしている。

しかしながら、1956年に中共中央において、甘肅省の回族地帯に省級の回族自治区を設立する提議がなされる。中共中央が回族自治区の設立を提

自治区設立準備段階にあったチベット族は、総人口275.3万人の第五位であった。こうした他民族とのバランスを考慮すると、中共は回族による省レベルの自治区を設立しなければならない状態にあった⁶⁸。全国に分散する回族には、早くから中共に入党して革命に参加するものが多く、かつ、当時全国で展開していた民族区域自治政策でも、回族は地元の「民族幹部」として活躍していた。こうした回族の中共内における政治的影響力を含めて、回族の地位は配慮されたと思われる。

寧夏回族自治区の自治領域の画定では、主として二つの案が出された⁶⁹。第一案は、旧寧夏省から内蒙古自治区に合併したモンゴル族地帯を除い

て、旧寧夏省を基礎に、隣接する甘肅省の回族地帯の一部を加えて設立する案であった。甘肅省の一部とは、既存の固原回族自治州及び平涼專区の涇源回族自治県・隆德県である。この自治領域では、回族人口が総人口の約三分の一を占める。第二案は、第一案の領域に、隣接する平涼專区の残りの県市と天水專区の張家川回族自治県を加えるものであった。甘肅省の臨夏回族自治州は、漢族居住区である定西專区を挟んだ飛び地になるため、第二案からは除外されていた。第二案は現地回族の自治要望を満足させるものであったが、二つの問題点が指摘され廃案になる。第一の問題は、漢族居住区を編入するため、回族比率が20%程度に低下してしまう点にあった。この問題に関しては、既存の内蒙古自治区のモンゴル族比率が15%前後であった事実からして、そう大きな問題ではなかったと思われる。第二の問題は、平涼專区の漢族と回族との歴史的関係が極めて悪かった点にあった⁶。重要なのは第二の問題点で、中共が平涼專区の険悪な民族関係の伝播を恐れたことは明らかである。この他に陝西省の一部を編入する案もあったが、寧夏回族自治区の自治領域は第一案に決定される。

同案は1957年11月に中央の批准を経て、中共寧夏回族自治区工作委員会が北京にて結成された。翌1958年6月に寧夏回族自治区準備委員会が結成され、そのわずか四ヶ月後の1958年10月に寧夏回族自治区は設立される。広西壯族自治区では「合則両利、分則両害」の論理で東部の漢族居住地区を合併したのに対し、寧夏回族自治区では「合則不利」の論理で平涼專区の合併を見送る結果となった。

(5) 西藏自治区の場合

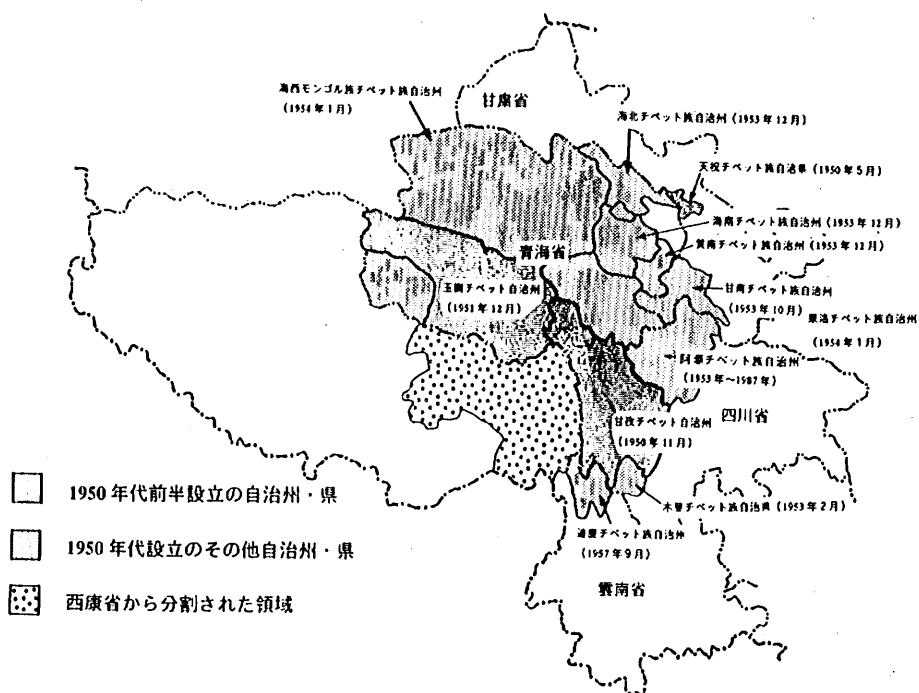
中国におけるチベット族の分布は、現在の西藏自治区にとどまらず、それに隣接する青海省・西康省・四川省・雲南省に及んでいた。青海省⁷と

西康省⁸に省制が敷かれたのは、内蒙古周辺部の熱河省・察哈爾省・綏遠省等と同じ1928(民国17)年のことであった。

中共が政権を獲得すると、中共中央と毛沢東はチベットの平和的解放を決定し、人民解放軍にチベット進駐の準備をさせると同時に、ラサ政府に對し北京に代表を派遣するよう通知した。1950年10月、西康省西部の昌都まで進軍した人民解放軍は、地元チベット族勢力の強い抵抗にあう。

當時、西康省・青海省等を訪問していた中央西南民族訪問團の第一分團は、西南軍政委員会の劉伯誠主席や鄧小平副主席の訓示を受けて、民族区域自治制度のモデルケースとして、1950年11月に西康省東部にチベット族自治区を設立した⁹(以下、第5図参照)。西康省における自治区設立の経験を契機に、チベット周辺部の諸省では、民族区域自治制度の実行が一挙に進展していった¹⁰。現在の西藏自治区周辺部のチベット族地帯は、1950年代半ばまでに、そのほとんどが民族自治地方として、中国の全国的な行政階層に組み込まれていった。ラサ政府は、中共が設立したチベット族の民族自治地方に包囲され、これら民族自治地方における民族区域自治制度の貫徹を宣伝材料に、平和的解放を迫られることになる。

中共中央の要請に呼応する形で、1951年4月にダライ＝ラマのラサ政府を代表するチベット代表團が北京を訪問し、大歓迎を受けた後に毛沢東・周恩來等と会見する。この訪問中に「中央人民政府と西藏地方政府によるチベットの平和的解放に関する方法の協議」、いわゆる「十七条協議」が締結される。この協議は、チベットが中国に統一され、ラサ政府が人民解放軍のチベット進軍に協力することを前提に、中共中央指導下での民族区域自治制度の実行を認めるものであった。同時に、チベットにおける各種改革はラサ政府に委ねられ、チベット族人民からの改革要求があってもチベット族指導者との話し合いで解決し、宗教・信



第5図 西藏自治区周辺諸省におけるチベット族の民族自治地方

仰の自由を認めることができた。「十七条協議」の締結を受けて、人民解放軍は西康省・雲南省・青海省・新疆省からラサに向かって進軍し、1951年10月26日にラサの地を踏んだ。

1954年7月、毛沢東の招待を受けたダライ＝ラマは、自らが北京を訪問し、これ以降の約一年間に中共首脳とたびたび会見した。1954年10月9日にダライ＝ラマが毛沢東と会見した際に、毛沢東より「憲法も既に公布されたので、前藏・後藏・昌都の各方面の代表人物と団結して、西藏自治区準備委員会を組織してはどうか」と提案されたと言う⁴⁶。この時点では西藏自治区の自治領域として提示されたのは、現在の西藏自治区の領域そのもので、青海省や西康省東部の合併案にはふれられていない。西藏自治区準備委員会は1955年3月に國務院の承認を経て、1956年4月にラサでその設立が宣言された。

西藏自治区準備委員会が國務院の認可を受けて設立されるまでの間に、國務院は西康省の廃止を

決定した。西康省廃止の第一段階として、1955年10月に、西康省東部の拳枝花市・雅安地区・甘孜チベット族自治州⁴⁷、涼山彝族自治州が四川省に合併された。西藏自治区準備委員会が結成されると同時に、西康省西部の昌都地区全域及び林芝地区・那曲地区の一部が、西藏自治区準備委員会の管轄下に編入された。1950年代半ばまでに設立されたチベット周辺の民族自治地方のうち、西藏自治区準備委員会の管轄下に編入されたものは皆無であった。西康省の廃止により、旧政権が1928年に新設した諸省のうち、青海省を除く全てが廃止されることになる。

これ以降、チベット各地におけるチベット族の蜂起、ダライ＝ラマのインド亡命、ラサ政府の解散等の糾余曲折を経て、西藏自治区は1965年によく設立にこぎつけられた。この期間中、主としてチベット東部で頻発した民族紛争に言及して、松本は、その紛争地域が解放以前に、中国側に組み込まれていたのか、ラサ政府側に組み込ま

れていたのか、という旧行政区の在り方が紛争発生の要因になったとする極めて興味深い議論を展開している⁵⁸。西藏自治区の設立時、旧西康省や青海省等のチベット周辺部を合併して、チベット族の歴史的面貌を回復する「大チベット族自治区」構想は、歴史的にも現実的にも不適合であり、経済的にも地域の発展を阻害するとの理由で一蹴された。内蒙古自治区とは対照的に、西藏自治区の場合、中共は、チベット族の民族集中度を高める自治領域形成に、極めて消極的であった。また、内蒙古自治区で盟旗制度が存続されたのに対し、西藏自治区ではラサ政府の伝統的な行政区画制度であった宗谿制度が1959年に廃止されている。中共が「民族分割統治政策」として批判してきた旧政権の行政区画は、内蒙古周辺部の察哈爾省・熱河省・綏遠省の全てが廃止されたのに対し、チベット周辺部では、西康省が西藏自治区と四川省に分割され廃止されたものの、青海省は存続され利用された。

III 「大分散、小聚居」的民族分布の検証

前章で見たように、5自治区の自治領域を画定する際に、中共は必ずしも民族分布の実態に対応した領域形成を行ってこなかった。自治領域の画定で重視されたのは、民族統治上の戦略的判断や国内外の政治経済環境であり、中共は明確な原則もなく、各々の自治区の設立に個々別々の対応を示し、幾つかの選択肢の中から自治領域が画定されてきた。そこで、本章では、旧ソ連諸共和国の民族事情や中共政権下の人口移動にも言及しつつ、1990年センサスによる地区・県単位の民族別人口統計を用いて、隣接する領域を幾つか想定して、各々の領域内において、中国主要少数民族の民族集中度と民族比率が如何に変動するかを探り、「大分散、小聚居」と呼称される民族分布状態を検証する（第6図参照）⁵⁹。

(1) モンゴル族の場合

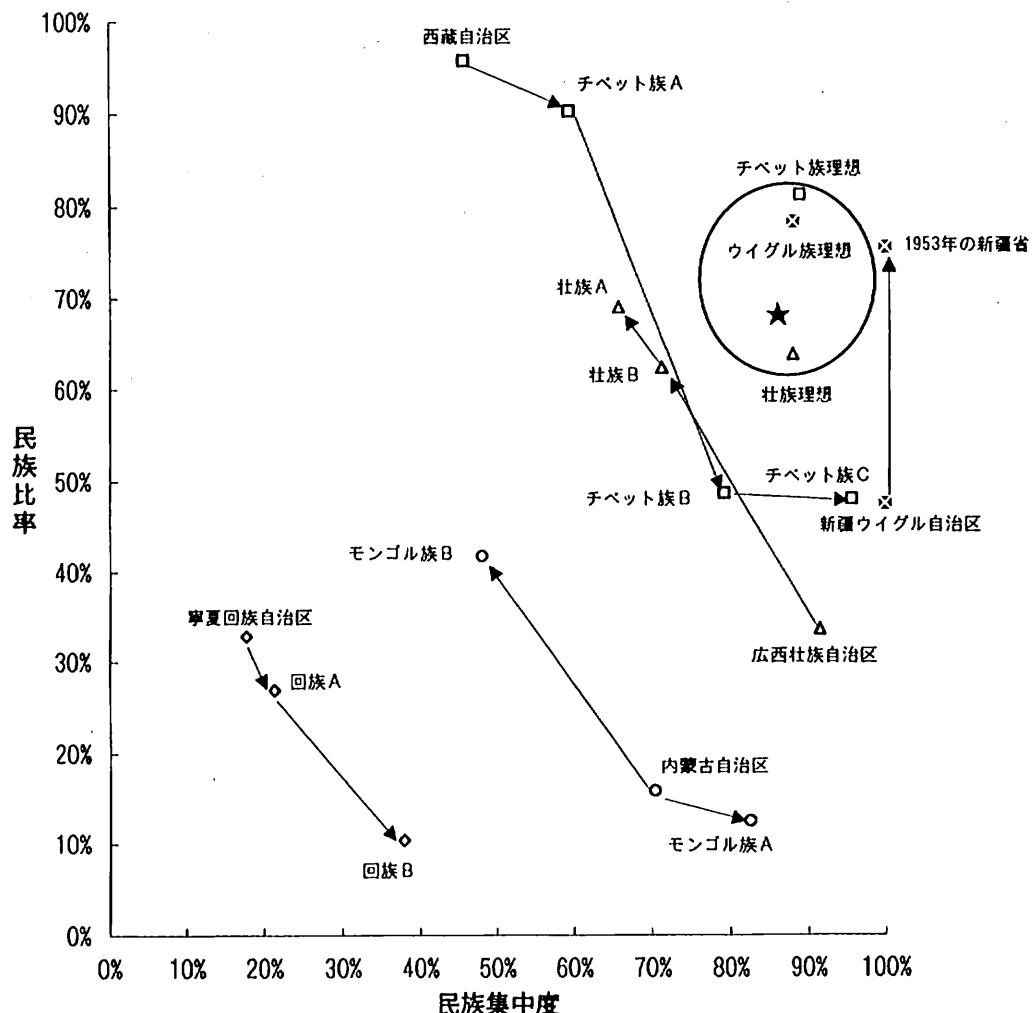
1990年現在において、内蒙古自治区へのモンゴル族集中度は70.4%と比較的高いが、モンゴル族比率は15.8%に過ぎない。モンゴル族集中度を高めるよう、隣接する東北三省と甘肃省のモンゴル族地帯⁶⁰を加えた領域（モンゴル族A、以下括弧内は第6図に対応）を想定すると、モンゴル族集中度は82.6%になるが、漢族居住区も包括せざる得ないため、同族比率は12.5%に低下する。一方、領域内のモンゴル族比率を高めるよう、内蒙古自治区内でモンゴル族が比較的集中する領域（モンゴル族B）で同自治区を再編するならば⁶¹、モンゴル族集中度は48.0%に低下するが、同族比率は41.7%になる。

モンゴル族の分布に関しては、領域の区画の仕方によって、民族集中度及び民族比率ともかなり変動するが、両数値がともに50%を超えるような県級行政単位の組み替えによる再編は、1990年時点で不可能であり、「大分散、小聚居」的民族分布状態にある事実は否めない。

しかしながら、この事実は1958年のウランフ発言にあるような「長い歴史の結果」では決してない。現在の内蒙古自治区の領域に漢族が本格的に流入し始めたのは、清朝末期からのことであり、中共政権下においては辺境支援や下放の名目で、大量の漢族人口が地域開発政策の一環として移転させてきた。筆者の推算によると、1954年から1989年までの同自治区における社会的人口増加は、歴年の積算で335.3万人であった⁶²。また、「大分散、小聚居」的民族分布状況にある事実が、必ずしもモンゴル族と漢族の雑居化の進展を意味しない点は留意を要する。

(2) チベット族の場合

西藏自治区の1990年現在におけるチベット族比率は95.6%に達するが、チベット族集中度は45.6%に過ぎない。しかしながら、チベット族集



第6図 中国主要少数民族の民族分布状況（1990年）

資料：国家統計局人口統計司・国家民族事務委員会経済司編『中国民族人口資料

（1990年人口普查数据）』，中国統計出版社，1994，1072頁。

この他に，各種・各地の統計年鑑類や地方志を補足的に使用した。

旧ソ連の諸共和国のデータは，Kaiser,R.J., "The geography of nationalism in Russia and the USSR", Princeton, 1994, pp.161-176. を参照した。

凡例：★印は旧ソ連邦の14共和国の民族集中度・民族比率の平均をプロットしたものである。

中度と同族比率は，行政領域の画定如何により，他の少数民族以上に大きく変動する。

例えば，同自治区に旧西康省の甘孜チベット族自治州を加えた領域（チベット族A）では，チベット族集中度は59.3%に微増し，チベット族比率

は90.1%と若干低下する。この領域に青海省全域を加えた領域（チベット族B）では，同族集中度は79.2%に上昇するが，同族比率は過半を割る48.6%に低下する。いわゆる大チベット族自治区の場合（チベット族C）[※]，チベット族集中度は

95.6%に達するが、同族比率は48.0%に低下する。ちなみに、旧ソ連のカザフスタン共和国におけるカザフ族集中度は80.3%で、カザフ族比率は39.7%であり、いずれの数値もチベット族Cより低い水準にある。一般に、チベット族の場合、西藏自治区周辺部を合併するにつれ、チベット族集中度は高まるが、同族比率は低下してゆく傾向にある。

しかしながら、西藏自治区周辺部に位置するチベット族の州級民族自治地方には、チベット族以外の諸民族が多数派を占める諸県が包括されているので、既存の県級行政単位で再編して、チベット族に理想的な自治領域（チベット族理想）を想定するならば¹⁴、チベット族集中度は88.8%に達し、同族比率も81.1%になる。第6図の★印は、旧ソ連の14共和国¹⁵の1989年における民族集中度（85.7%）と民族比率（68.0%）の平均値をプロットしたものであるが、チベット族理想の領域の両数値はこれらの平均値よりも高い。県レベルの行政区画をチベット族の分布に対応して引き直せば、この両数値はともに90%近くになると推察される。以上の考察から、チベット族の分布に関しては、「大分散、小聚居」という表現は全く適当でなく、現行の行政区画により同族の居住地帯が分断されているため、「大分散」的状況を強いられていると言えよう。

(3) 壮族の場合

広西壮族自治区への壮族集中度は、91.4%と高いものの、漢族地帯である旧广西省東部を合併したことにより、壮族比率は33.6%と低くなっている。同自治区の前身である桂西壮族自治州に相当する領域（壮族A）では¹⁶、壮族集中度こそ65.6%と低下するが、壮族比率は68.9%と二倍以上になる。これに、雲南省の文山壮族苗族自治州を加えた領域（壮族B）では、壮族集中度が71.2%に、壮族比率は62.3%になる。

既存の県級行政単位の再編により、壮族にとって理想的な領域（壮族理想）を画定すれば¹⁷、領域内の壮族比率を63.7%に維持し、壮族集中度を87.9%まで高めることが可能である。これらの数値は、旧ソ連の諸共和国の平均値に近い。壮族もチベット族と同様、「大分散、小聚居」といった民族分布の実態ではなく、民族分布に対応しない行政区画が「大分散、小聚居」的状況を生み出している。1990年現在において、同自治区の壮族比率が低いのは、明らかに、自治区設立時に旧广西省東部を合併したことに起因している。

(4) 回族の場合

寧夏回族自治区への回族集中度は17.7%と極めて低く、回族比率も32.8%と低い水準にある。自治区設立時の第二案の領域（回族A）では、回族集中度は21.3%とわずかに上昇するが、回族比率は26.9%と低下してしまう。寧夏回族自治区周辺には、甘肃省の臨夏回族自治州や青海省東部の民和回族土族自治县・化隆回族自治県・門源回族自治县・大通回族土族自治县が存在するが、互いに隣接し合わないため、漢族居住地区を挟むことなく一つの領域として区画することはできない。また、仮に、甘肃省と青海省の全域を寧夏回族自治区に合併したとしても（回族B）、回族集中度は37.9%にしかならない。回族の分布は、まさに「大分散、小聚居」という表現がふさわしい。

(5) ウイグル族の場合

1990年現在、新疆ウイグル自治区におけるウイグル族集中度は99.8%の高率で、ウイグル族比率は過半数を少し割る47.5%になっている。試みに、同自治区内でウイグル族に理想的な領域（ウイグル族理想）を想定すると¹⁸、ウイグル族集中度は87.9%に若干低下するが、同族比率は78.2%に高まる。この両数値も、チベット族と同様、旧ソ連諸共和国の平均値を上まわっている。県レベルの

行政境界を見直すなら、ウイグル族集中度90.0%を確保しつつ、同族比率を80.0%以上に向上させることは容易であろう。

しかしながら、同自治区のウイグル族比率の推移で問題となるのは、こうした自治領域の画定に起因する問題よりも、むしろ中共政権下で地域開発政策の一環として展開した漢族人口の流入による影響である。1953年センサスによると、同自治区のウイグル族比率は75.4%で、1990年現在よりもはるかに高かった。筆者の推算によると、同自治区における1950年から1989年まで社会的人口増加は、歴年の積算で316.3万人であった⁶⁴。1950年代半ばから1970年代後半にかけての継続的な漢族の流入によって、ウイグル族比率が徐々に低下してきたことは明らかである。

ウイグル族の分布に関しては、「大分散、小聚居」という表現は適當とは言えず、むしろ、「大集中」しているウイグル族地帯に、中共政権下で流入してきた漢族の居住する市鎮が点在している状態にある。同自治区において「大分散、小聚居」的状況にあるのは、ウイグル族ではなくむしろ漢族の方である。

(6) 雲貴高原の諸少数民族の場合

雲貴高原の少数民族の分布は極めて複雑で、一般に海拔高度に対応したすみわけが指摘されてきた⁶⁵。ここでは、雲貴高原の主要少数民族の分布状況を検討しておく。

まずは彝族の場合であるが、雲南省全体を領域とすれば、その集中度は61.7%になるが、彝族比率は11.0%に過ぎない。1990年現在、彝族の民族自治地方は、雲貴高原を中心に、3自治州・18自治県存在するが、これらの分布を慎重にながめると、互いに隣接しあうものが多い。そこで、四川省・雲南省における隣接し合う彝族自治州・自治県を領域とするならば⁶⁶、彝族比率は36.2%に上昇し、彝族集中度は48.9%になる。彝族集中度を

高めるように、四川省・雲南省・貴州省の彝族人口が1万人以上の隣接し合う諸県・市を中心に領域を形成すれば、彝族集中度は93.5%になるが、漢族地帯や他の少数民族地帯を包括せざるを得ないため、彝族比率は15.2%にとどまり、ほぼ同数の他の少数民族人口を領域内に抱え込むことになる。この領域の場合の両数値は、内蒙古自治区のそれとほぼ同じ水準にあるが、彝族が省レベルの自治区設立の条件を備えているとは言い難い。その最大の理由には、「彝族」と識別された人々が極めて多様性に富み、単一民族としてのアイデンティティを獲得しているとは言い難いことが挙げられる。一般に、雲南省を中心として单一民族が過半数を確保しつつ、一定の規模を持った領域を画定することは不可能であり、諸民族の分布は「大分散、小聚居」的状態にあると言えよう。ただし、詳細に記述する紙面はないが、個々の自治州・自治県の領域を画定する際に、諸民族の集中度と比率を高める努力が、必ずしもされてこなかった点は、指摘されるべきである。

貴州省中部から東部にかけては、主として苗族・侗族・布依族が分布し、雲南省とは事情が異なる。貴州省全体を領域とすれば、この三民族の民族集中度は、それぞれ49.7%・55.8%・97.3%と比較的高率であるが、民族比率はそれぞれ11.3%・4.3%・7.7%にしか達しない。

現行の県級行政単位を組み替えて、苗族・侗族が共同で自治を担当するより大きな領域を形成するならば⁶⁷、両民族の民族集中度は47.0%になり、両民族の人口比率は61.4%に高まる。この領域のほとんどは、現在個別に民族自治地方が形成され、行政上は分割されている状態にある。留意すべきは、領域を拡大しても、貴州省の黔東南苗族侗族自治州（68.6%）とほぼ同等の民族比率を維持したまま、民族集中度が高まる事実にある。

一方、布依族は黔西南布依族苗族自治州及びその周辺に比較的集中している。同自治州に周辺諸

県^域を加えた領域では、布依族集中度は80.2%になり、布依族比率は34.0%に、その他少数民族を含めた少数民族比率は52.8%になる。この領域のほとんども、現在個別に民族自治地方が設立されている。苗族・侗族の場合と同様に、この領域に拡大しても、黔西南布依族苗族自治州（36.7%）と同じ程度の布依族比率を維持したまま、布依族集中度は高まる。

以上のように、雲貴高原の少数民族は、個別に州レベル・県レベルの民族区域自治で対応されているが、それらは互いに隣接しあっていることが多い。そのため、民族分布に対応して県級行政単位を組みかえて、より大きな行政領域に再編したとしても、民族集中度と民族比率は、好転すれども悪化することは稀である。ただし、拡大された領域内において、単一の民族が過半数を占めような行政再編は困難であり、雲貴高原の少数民族が「大分散、小聚居」的分布状態にあることは否めない。民族区域自治制度が適切に実行されるならば、最もその効力を發揮するのは、多くの少数民族が複雑にすみわける雲貴高原であろう。

(7) 满族・土家族の場合

改革開放政策下の1984年、中共の民族政策を再確認する『民族区域自治法』が発布されるにともなって、1980年代以降、满族と土家族への民族籍の登録変更は急速に増加してきた。土家族への民族籍変更はクライマックスを過ぎたと思われるが、满族に関しては、少数民族籍保有の利益と民族意識を重視する民族認定審査を背景に、今後も民族籍変更の増加が見込まれる。1980年代以降、両民族の民族自治地方が続々と設立されてきたが、これらも地理的に隣接している場合が多い。

满族の自治県は現在、遼寧省・河北省・吉林省に13ヶ所存在するが、自治州は設立されていない。既存の一級行政区のなかで、满族集中度が50.3%と最も高い遼寧省では、满族比率が12.6%

になっている。满族が主として分布する東北三省には、1950年代の重点投資により建設された重工業都市が点在し、これらの都市は一般に满族比率が相対的に低い。一定規模の隣接しあう領域を画定する際には、必ずこれらの都市を含めざるを得ないため、県級行政単位を再編しても、满族比率は低い水準にとどまり、過半数に達することはない。以上のことから、满族の分布は基本的に「大分散、小聚居」状態にあると言える。しかしながら、1990年現在における满族の民族区域自治の整備は遅れていて、中共が認可するのかどうかは別として、近い将来、满族から新たな自治県及び自治州設立の要求が高まる事態は予想される。

一方、土家族は四川省・湖北省・湖南省・貴州省にまたがる省境地域に分布する。現在は、各省で個別に2自治州・9自治県が設立され、土家族の分布領域は行政上分断されている。しかし、それらのほとんどは地理的に隣接しており、一定の連続した領域の形成が可能である。土家族集中度を最大にする領域では¹⁴⁾、土家族集中度は92.6%になり、土家族比率は40.8%になる。現行の県レベルの行政単位を組み替えて、土家族集中度を多少犠牲にして土家族比率を高める領域ならば¹⁵⁾、土家族集中度は86.3%になり、土家族比率も45.8%まで上昇する。この両数値は、既出のカザフスタン共和国の水準に近い。県レベルの行政境界を土家族の民族分布に対応して見直せば、土家族比率を90%以上確保しつつ、土家族が過半数を占める領域の画定は充分に可能であろう。土家族の民族分布は、必ずしも「大分散、小聚居」的状態にはない。

IV おわりに

本稿は、政治地理学的視点から、中国における5自治区の領域画定の過程を考察し、「大分散、小聚居」と呼称される民族分布の検証を行ってきた。最後に、一連の考察・検証によって得られた知見

を整理しつつ、今後の研究課題を提示しておきた
い。

第Ⅱ章の考察では、5自治区の自治領域の画定過程において、民族集中度を高めるのか低めるのか、民族比率を高めるのか低めるのか、如何なる条件下で周辺地域を合併するのか、旧政権の区画した行政境界に如何に対処するのか等の諸問題に対し、中共が個々別々の戦略・判断を示し、その対応に明確な原則が見受けられなかった点が明らかになった。好意的に評価するならば、これは各地域や各民族の社会歴史経済の実態を重視するきめ細やかな対応の所産と言える。しかしながら、明確な原則なしに自治領域を画定するという曖昧さが、その時々の国際政治環境や国内政治事情等の制約のもと、少数民族の諸権利を保障するという「民族区域自治制度」本来の趣旨から外れて、中共による民族統治政策上の政治的戦略の実行を可能にしてきたことも、見のがせない事実である。

こうした状況を生み出した原因の一つとして、民族区域自治制度の法律上の不備が挙げられる。事実、過去に発表された民族区域自治政策関連の法律はもちろんのこと、1984年の『民族区域自治法』にも、一体如何なる具体的条件が整えば民族自治地方を設立し得るのか、規定されていない¹⁶⁾。また、改革開放政策が進展するなか、発表から十余年経過した民族区域自治法自体、特定少数民族地区に付与される諸特典を規定した法律としての意味が、急速に失われつつある¹⁷⁾。

第Ⅲ章では、民族区域自治制度を採用する中共の公式理由の一つとなり、これまで無批判に受容されてきた「大分散、小聚居」的民族分布状況が、必ずしも、中国の全ての少数民族に当てはまらない事実が明らかになった。少なくとも、チベット族・壯族・ウイグル族は地域的に集中して分布しており、「大分散、小聚居」的分布に見えるのは、現行の行政境界が民族分布に対応せずに引かれているか、中共政権下で大量の漢族人口が移転され

たことに起因する。一般に、中国では少数民族を一律にminority nationalityと英訳するが、それらの中には、総人口で1万人に満たないethnic groupやtribeと表現されるべきものから、チベット族やウイグル族のように、強固なアイデンティティと過去に独自の政府を保有したnationと呼ぶべきものまでが含まれている。これら諸民族を同一基準で論じ、同一制度で律することは、ここで検証した民族分布状況の差異から見ても、明らかに非合理的であろう。

なお、本稿では紙面の都合により、各自治区設立時の中国をめぐる国際環境や、自治領域の画定に際し、具体的にどのような議論がなされ、如何なる手続きがとられたのか等の問題にまでは踏み込めなかった。また、民族区域自治制度における制度上の諸問題を指摘するには、自治州・自治県の設立過程も視野に入れる必要があり、それらの中には、国土空間の再編成に絡んだ中共による種々の政治的戦略が読み解ける興味深い事例も多いが、同様の理由により断念せざるを得なかった。少数民族援助論のもと「援助」された少数民族が真に豊かになったのかという命題の検証も、今後の重要な研究課題であろう。これらは、別稿にて改めて論じたい。

[付記] 本稿は、中国現代史研究会第21回例会（1996年7月27日、於・神戸大学瀧川会館）で発表した内容の一部を、加筆修正したものである。例会に御参加下さった諸先生方には、貴重な御助言・御指摘をいただいた。また、大阪市立大学経済学部の佐々木信彰教授と同ゼミの院生諸氏にも貴重な御助言をいただいた。ここに、記して感謝致します。

[注]

- (1) 江平主編『中国民族問題的理論与実践』、中共中央党校出版社、1994、172～173頁。

- (2) 王天璽「民族法概論」, 雲南人民出版社, 1988, 199~202頁。
- (3) 加々美光行「中国革命と周辺・民族問題——初期共産党とコミニテルンの民族政策をめぐって<1>・<2>——」, 『アジア経済』30-4・30-5, 1989, 38~57頁・36~63頁。
- (4) 王柯「モンゴル民族独立運動と中国共産党民族政策の成立」, 『中国研究月報』563, 1995, 19~28頁。
- (5) 吉田豊子「中国共産党の少数民族政策——「民族自決権」の内実をめぐって(1922~1945年)ー」, 『歴史評論』549, 1996, 44~62頁。
- (6) 毛里和子「中国——国家統合と「上からの近代化」のなかのマイノリティ」(江口朴郎編『民族の世界史第15巻——現代世界と民族一』, 山川出版社, 1987), 467~470頁。
- (7) これは以下の式によって求められる。
領域内民族比率=領域内特定少数民族人口÷領域内総人口×100
- (8) これは以下の式によって求められる。
領域内民族集中度=特定少数民族の領域内総人口÷特定少数民族の全国総人口×100
- (9) 杉本孝「中国少数民族の基本的状況をどう評価するか」(衛藤瀧吉先生古希記念論文集編集委員会編『20世紀アジアの国際関係—I 中国の社会と国際関係』, 原書房, 1995), 63~67頁。本稿における民族比率と民族集中度を比較する手法は、この杉本の文献に依拠している。
- (10) 佐々木信彰「多民族国家中國の基礎構造——もうひとつの南北問題——」, 世界思想社, 1988, 152頁。
- (11) 納文慕仁盟は1949年に呼倫貝爾盟に、察哈爾盟は1958年に錫林郭勒盟に吸収合併され、両盟とも現存していない。
- (12) 国民政府による旧行政区画は、以下の文献を参照した。国立台湾師範大学地理系編『中華民国行政区割与目前大陸地区行政区割対照研究報告』, 内務部発行, 1993, 172頁。
- (13) 『当代中国』編輯部編『当代中国的内蒙古』, 当代中国出版社, 1992, 43頁。
- (14) 前掲(1)の190~191頁。なお、当時の张家口は察哈爾省に属していたが、前掲(2)によると、1952年に河北省へ編入されたことになっている。张家口に内蒙古自治区の首府が設置されていたのは、1950年6月から1954年1月までであるが、この期間、张家口及びその周辺が内蒙古自治区に属していたのか否かは不明である。1997年現在、张家口市は河北省に属している。
- (15) 宝昌県は、1956年に太僕寺旗・正鎮白旗・正鎮旗の三旗に分割され、現存していない。
- (16) 烏丹県は、1956年に翁牛特旗に吸収合併され、現存していない。
- (17) これら2地域は、現在の内蒙古自治区阿拉善盟に相当する領域である。内蒙古自治区への合併以降、両地域は民族自治地方の名称を失った。
- (18) 例えば、1954年に青海省に海西モンゴル族チベット族自治州、同年、当時の新疆省に巴音郭楞モンゴル族自治州と博爾塔ラモンゴル族自治州が設立されている。
- (19) 『人民日報』1958年2月26日。
- (20) 清朝の新疆省統治政策に関しては、以下の文献を参照していただきたい。片岡一忠『清朝新疆統治研究』, 雄山閣, 1991, 391頁。
- (21) 東トルキスタン共和国の内実に関しては、以下の文献を参照していただきたい。王柯『東トルキスタン共和国研究—中国のイスラムと民族問題一』, 東京大学出版会, 1995, 289頁。
- (22) 『当代中国』編輯部編『当代中国的新疆』, 当代中国出版社, 1991, 225~229頁。
- (23) 1990年センサスによると、博爾塔ラモンゴル自治州における少数民族の人口規模順位は、ウイグル族(4.6万人)・カザフ族(3.6万人)・モンゴル族(2.3万人)であった。同様に巴音郭楞モンゴル自治州では、ウイグル族(31.0万

人)・回族(4.6万人)・モンゴル族(4.1万人)であった。中共政権下における人口変動を考慮する必要はあるが、両自治州の設立時に、モンゴル族人口よりもウイグル族人口の方が多かったことは間違いない。両自治州の設立は、一般に、「少数者のなかの少数者」に対する政治的配慮として説明されるであろうが、ウイグル族にとっては、納得し難かったと思われる。

(24) 張爾駒主編「中国民族区域自治的理論和実践」、中国社会科学出版社、1988、106～109頁。

(25) 1950年代半ばまでの民族自治地方は、現行の自治区・自治州・自治県という行政階層ではなく、民族自治区と民族民主連合政府と呼称された。ここでの民族自治区の名称は、郷レベルから省レベルまでの全ての行政階層に使用された。行署級行政単位は、複数の州・地区クラスを管轄するもので、現存するのは、唯一、新疆ウイグル自治区の伊犁カザフ族自治州のみである。同自治州は伊犁地区・塔城地区・阿勒泰地区・奎屯市を管轄している。

(26) この県数は文献によって異なる。前掲(1)の205頁では34県、前掲(24)の109頁では42県になっている。一方、『民族詞典』編輯委員会編『民族詞典』、上海辞書出版社、1987、888頁では、38県・3自治県になっており、『廣西壯族自治区概況』編寫組『廣西壯族自治区概況』、廣西民族出版社、1985、144頁では、設立当初は34県で後に42県に増加したとされる。こうした混乱は、桂西壮族自治区内の頻繁な行政再編によるものと考えられる。

(27) これら4県・1市の領域は、国民政府の行政区画によると広東省に所属していた。廣西壯族自治区には1965年に返還された。なお、東興県は、広東省の管轄期間に、旧防城県から分離して1957年に十万山壯族瑤族自治県に改編され、その翌年、東興各族自治県に改名される。廣西壯族自治区に復帰後の1978年に、同自治

県は防城各族自治県に改名され、現在に至っている。

(28) 前掲(1)の206～207頁。

(29) 東部は、高い文化・技術水準を持つ漢族が居住し、生産性の高い農地が豊富である。一方、西部は、地下資源・水力資源・森林資源等が豊富であるが、それを充分に利用する人材がない。そこで、東部の漢族と西部のその他少数民族を一つの行政区画内に囲い込み、両者が団結して協力し合うことこそが、両者の利益になり、逆に両者を分割すれば、両者ともに不利益が生じるという論理。

(30) 区級行政区は、郷と県の中間に位置する行政階層で、ここでの2区は、平夢県内の宝中区と靈沙区であった。また、ここでの專区級自治区は、後に設立され廃止される興忠回族自治州(1954～1958年)に相当する。

(31) 涇源回族自治県は1953年5月8日に、固原回族自治州は1953年10月30日に設立されたが、ともに1958年に寧夏回族自治区に編入されて、現在では一般行政区になっている。

(32) 中共政権下における省レベルの国内行政区画の変遷は、以下の文献を参照した。中華人民共和国民政部行政区画処編『中華人民共和国行政区划手册』、光明日報出版社、1986、9～19頁。

(33) 前掲(1)の212頁。

(34) 同様のバランスを考慮するなら、1953年センサスで第四位の彝族、第六位の苗族、第七位の滿族にも、省級自治区設立の提議があつてしかるべきであったと思われる。民族分布パターンの相違は考慮しなければならないが、各民族別に対応した中共の政治的戦略がうかがえる。

(35) 前掲(1)の212～213頁

(36) 平涼專区を含めた回族と漢族との歴史的民族関係は、以下の文献を参照していただきたい。張承志(梅村坦編訳)『殉教の中国イスラム――神秘主義教団ジャフリーヤの歴史』、亜紀書

房, 1993, 299頁。

(37) 省制開始時の領域は、現在の青海省のそれと同じである。領域内にはモンゴル族の盟旗制度地帯とチベット族のラマ・土司制度地帯の両者が併存しており、国民政府の影響力は限定的であった。

(38) 西康省の領域は、1930年に四川省西部8県が、1939年に現在の四川省雅安地区・涼山彝族自治州の14県が合併され拡大されてきた。旧政権の支配が実質的に及んでいたのは、東部数県に過ぎず、西部一帯はチベット族土司やチベット寺院の影響下にあった。

(39) 劉格平「中央民族訪問團西南各族民族的總結報告」(『民族政策文献彙編』, 人民出版社, 1953), 42頁。西康省東部に位置し、現在の四川省甘孜チベット族自治州に相当する自治区である。首府は同自治区最東部の康定県に置かれた。

(40) 中央西南民族訪問團の援助を受けて、青海省では、1951年末に玉樹チベット族自治州が設立され、1953年末からの約二ヶ月間の短期間に、海南チベット族自治州・黄南チベット族自治州・海北チベット族自治州・果洛チベット族自治州・海西モンゴル族チベット族自治州の5自治州が続々と設立された。また、四川省では、阿壗チベット族自治州(1953年)・木里チベット族自治県(1953年)が、甘肃省では、天祝チベット族自治県(1950年)・甘南チベット族自治州(1953年)、雲南省では、県級の德欽チベット族自治区(1951年)を基礎に迪慶チベット族自治州(1957年)が設立された。

(41) 前掲(1)の217頁。なお、前藏は、ラサを中心とするダライ＝ラマの伝統的統治領域で、後藏は、シガツツエを中心とするパンчен＝ラマの伝統的統治領域を意味する。

(42) 同族自治州最西端の白玉・德格・石渠の3県は、この時の合併から除外された。この3県は

1919年から1932年までラサ政府の影響下にあり、チベット族の民族感情等に配慮して、その合併を一時保留したと思われる。3県が四川省へ合併されたのは、1956年4月であった。

(43) 松本高明『チベット問題と中国——問題発生の構造とダライ・ラマ「外交」の変遷——』, 現代中国研究叢書XXXII(平成七年度), アジア政経学会, 1996, 203頁。

(44) 少数民族人口に関しては、国家統計局人口統計司・国家民族事務委員会経済司編『中国民族人口資料(1990年人口普查数据)』, 中国統計出版社, 1994, 1072頁, を使用した。補足的に各種・各地の統計年鑑類や地方志も使用した。なお、本文中で使用する旧ソ連諸共和国のデータは全て1989年のもので, Kaiser,R.J., "The geography of nationalism in Russia and the USSR", Princeton, 1994, pp.161-176.を資料とした。

(45) 遼寧省の阜新市・朝陽市, 吉林省の白城地区(以上は地区級行政区), 黒龍江省の杜爾伯特モンゴル族自治県・泰來県・肇源県, 及び甘肃省の肅北モンゴル族自治県。

(46) 内蒙古自治区の赤峰市・錫林郭勒盟・呼倫貝爾盟・哲里木盟・興安盟から, 漢族居住区の市・県・旗等を除外した領域に相当する。

(47) 推算のデータは、国家統計局総合司編『全国各省・自治区・直轄市歴史統計資料編(1949~1989)』, 中国統計出版社, 1990, 184頁にある年末人口と自然増加率を使用し、以下の式によって求められた。

(N) 年度社会的人口増加 = (N) 年度人口増加 - (N) 年度自然人口増加, なお, (N) 年度人口増加 = (N) 年度年末人口 - (N-1) 年度年末人口, (N) 年度自然人口増加 = (N-1) 年度年末人口 × (N) 年度自然増加率, とした。

(48) この領域は、西藏自治区全域に、四川省の甘孜チベット族自治州・阿壗チベット族羌族自治

- 州・木里チベット自治県、青海省全域、甘粛省の甘南チベット族自治州・天祝チベット族自治州、雲南省の迪慶チベット族自治州を加えた地域に相当する。
- (49) この領域は、注⁽⁴⁸⁾の「大チベット族自治区」から、漢族やその他少数民族が主として居住する県市を除外した地域に相当する。除外した諸地域は、四川省で、甘孜チベット族自治州東部の瀘定県、阿壩チベット族羌族自治州東部の汶川・茂・松潘・南坪の4県、青海省で、西寧市・海東地区の全域、及び黄南チベット族自治州の河南蒙古族自治县、海北チベット族自治州の剛察県以外の諸県、海西モンゴル族チベット族自治州の都蘭県・天峻県以外の諸県、甘粛省で、甘南チベット族自治州の臨潭県・舟曲県、雲南省で、迪慶チベット族自治州の維西傈僳族自治州である。
- (50) 14共和国とは、ウクライナ・ベラルーシ・ウズベキスタン・カザフスタン・グルジア・アゼルバイジャン・リトアニア・モルドバ・ラトビア・キルギスタン・タジキスタン・アルメニア・トルクメニスタン・エストニア、である。
- (51) 既述したように桂西壮族自治州の領域には複数の見解がある。ここでは、廣西壮族自治区の百色地区・南寧地区・河池地区・南寧市の4地区級行政区を領域とした。
- (52) 注⁽⁵¹⁾の領域に、以下の諸県・市を加えた領域である。三江侗族自治县・融水苗族自治县・金秀瑶族自治县・融安县を除いた柳州地区的諸県・市、玉林地区的貴县（現・貴港市）、欽州地区的上思县、柳州市的柳江县・柳城县、及び雲南省文山壮族苗族自治州の富宁县・广南县・丘北县・砚山县。
- (53) 哈密地区・吐魯番地区・巴音郭楞蒙古族自治州・阿克蘇地区・和田地区・克孜勒蘇柯爾克孜自治州・喀什地区の7地区。
- (54) 推算方法は、注⁽⁴⁷⁾と同じ。
- (55) 雲南省における民族政策に関する諸問題は、拙稿「中国における少数民族政策の展開——雲南省を事例として——」、『人文地理』45-5、1993、51~74頁、を参照していただきたい。
- (56) 以下の諸自治州・自治県を領域とした。四川省では、涼山彝族自治州、樂山地区的峨眉彝族自治县・馬邊彝族自治县、雲南省では北から、麗江地区的寧南族自治县、昆明市禄劝彝族苗族自治县、楚雄彝族自治州、大理白族自治州の漾濞彝族自治县・巍山彝族回族自治县・南澗彝族自治县、思茅地区的思茅地区、玉溪地区的峨山彝族自治县・新平彝族傣族自治县、紅河哈尼族彝族自治州の石屏县・建水县。
- (57) 貴州省の黔东南苗族侗族自治州全域に、同省の銅仁地区的思南县・德江县・印江土家族苗族自治县・沿河土家族自治县を除外した諸県・市、湖南省懷化地区西部の5自治県・1県、廣西壮族自治区柳州市北部の三江侗族自治县・融水苗族自治县を加えた領域。
- (58) 福泉县・瓮安縣以外の黔南布依族苗族自治县の諸県・市と、安順地区的鎮寧布依族苗族自治县・紫云苗族布依族自治县・閔嶺布依族苗族自治县。
- (59) 現存する満族の自治県のなかで、満族比率が最も低いのは、吉林省の伊通滿族自治县（39.1%）である。また、モンゴル族と共同の自治県である河北省の围场满族蒙古族自治县の満族比率は20.5%である。1990年センサスでこれらの満族比率を超えるが、まだ民族区域自治制度が実行されていない県・市は少なくない。以下、満族比率を付けて列挙しておく。河北省承德地区的平泉县（28.5%）・灤平县（49.8%）・隆化县（38.1%），遼寧省錦州市の義县（32.1%），遼寧省鐵嶺市の西豐县（47.5%）・開原市（55.5%），遼寧省錦西市の綏中县（42.9%）・興城市（50.9%）。また、河北省承德地区及び遼寧省丹東市周辺で、満族自

治州を設立する選択肢も考えられる。

- (60) 四川省に属していた涪陵地区の土家族関連の5自治県は、1997年に重慶市が一級行政区に昇格するのに伴い、重慶市の管轄下に入った。
- (61) この領域は、四川省の涪陵地区東南部の石柱土家族自治県・秀山土家族苗族自治州・酉陽土家族苗族自治州・黔江土家族苗族自治州・彭水苗族土族自治州、湖北省の鄂西土家族苗族自治州全域及び宜昌地区の五峰土族自治州・長陽土族自治州、湖南省の湘西土家族苗族自治州・大傭市全域及び常德地区的石門県、貴州省の銅仁地区的沿河土族自治州・印江土家族苗族自治州・思南県・徳江県である。
- (62) 注(61)の領域から、湖南省の湘西土家族苗族自治州南部の苗族地帯である鳳凰県・瀘溪県・吉首市・花垣県、及び同省大傭市の慈利県、貴州省銅仁地区的思南県を除外した領域。
- (63) 民族区域自治制度の制度史的考察及び1950年代に実行された民族自治地方の行政再編は、拙稿「中国における民族自治地方の設立過程と展開—国家形成をめぐる民族問題ー」、「人文地理」49-4, 1997, 21~42頁, を参照していただきたい。
- (64) 近年中国人研究者からも、同法の規定を修正すべきであるとの意見が出てきている。王連芳・高蘇平「雲南民族区域自治四十年的回顧与展望」(王連芳『民族問題論文集』, 雲南民族出版社, 1993), 11~58頁。